

宮島医院居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業者

(1) 法人名	医療法人洗心堂 宮島医院
(2) 法人所在地	岡山県真庭市月田6840番地
(3) 電話番号	(0867)44-2403
(4) 代表者氏名	理事長 宮島啓人
(5) 設立年月	平成3年8月16日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的	居宅介護支援事業
(3) 事業所の名称	宮島医院居宅介護支援事業所
(4) 事業所の所在地	岡山県真庭市月田6840番地
(5) 電話番号	(0867)44-6121
(6) 管理者氏名	大月紀代子
(7) 当事業所の運営方針	契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるようになります。
(8) 開設年月	平成11年11月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 真庭市（旧勝山町）
(2) 営業日及び営業時間

営業日	日・祝祭日・医院指定の休日を除く毎日		
	医院指定の休日	8月13日～16日	10月13日
サービス提供時間帯	12月29日～1月4日 月・火・水・金 9時～18時 木・土 9時～13時		

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> * 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤
1. 管理者	1名（主任介護支援専門員）
2. 介護支援専門員	2名（管理者を含む）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

(1) サービス内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

契約者の家庭を訪問し、契約者的心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。また契約者(利用者)は複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能です。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 医療機関に入院する場合のお願い

契約者が病院又は診療所に入院する場合には契約者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、契約者が退院されるときに、円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながるため、担当介護支援専門員の氏名及び担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先等を当該病院又は診療所の伝えるようご協力をお願ひします。日頃から介護支援専門員の氏名及び連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをお勧めします。(入院時の5つのお願い文書をお渡しします)

⑥ ケアマネジメントの公正中立性の確保の観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与 の利用状況を提供いたします。

(別紙参照)

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の金額をいったんお支払い下さい。

当事業所は、利用者44人(ICT 事務員なし)に対し1人の介護支援専門員の配置基準内(居宅介護支援Ⅱ)で、支援業務を行っています。

居宅介護支援費(Ⅰ)	居宅介護支援費(ⅰ)	居宅介護支援費(ⅱ)	居宅介護支援費(ⅲ)
取り扱い件数	45件未満(ICT事務員なし)	45件以上60件未満の場合	60件以上の場合
要介護1・2	10,860円/月	5,440円/月	3,260円/月
要介護3・4・5	14,110円/月	7,040円/月	4,220円/月
居宅介護支援費(Ⅱ)	居宅介護支援費(ⅰ)	居宅介護支援費(ⅱ)	居宅介護支援費(ⅲ)
取り扱い件数	50件未満(ICT事務員配置)	50件以上60件未満の場合	60件以上の場合
要介護1・2	10,860円/月	5,270円/月	3,160円/月
要介護3・4・5	14,110円/月	6,830円/月	4,100円/月
初回加算		一月につき +3,000円	
入院時情報連携加算(Ⅰ)		一回につき +2,500円(月1回まで)	
入院時情報連携加算(Ⅱ)		一回につき +2,000円(月1回まで)	
退院・退所加算(Ⅰ)イ 口 (Ⅱ)イ 口 (Ⅲ)		一回につき イ +4,500円 口 +6,000円 イ +6,000円 口 +7,000円 +9,000円 (すべて月1回まで)	
通院時情報連携加算		一月のつき +500円	
ターミナルケアマネジメント加算		一回につき +4,000円	
通常の事業の実施地域を越えて中山間地域にサービスを提供する場合		所定単位数の5%を加算	

(2) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業の地域を越えて行う当事業所のサービスを利用される場合の交通費は無料とします。

- ・ 通常のサービス実施地域 無料
- ・ 通常のサービス実施地域を越えた地点から片道 無料

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

担当する介護支援専門員は () です。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできないことになっております。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

〔担当者〕 宮島 美穂

○受付時間 每週月曜日 ~ 土曜日 電話番号 0867-44-2403
9:00 ~ 18:00

その他の苦情受付窓口

真庭市役所高齢者支援課	〔所在地〕 真庭市久世2927-2 〔電話番号〕 (0867)42-1074 〔受付時間〕 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
岡山県国民健康保険団体連合会	〔所在地〕 岡山市桑田町 17-5 〔電話番号〕 (086)223-8811 〔受付時間〕 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00

8. 事業者の義務

(1) 事業者の記録作成・交付の義務

事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について、サービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して、5年間保管します。また、契約者の求めに応じて閲覧に応じたり、コピーを交付致します。

(2) 守秘義務

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者やそのご家族等に関する秘密及び個人情報については、契約者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により契約者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で情報提供をすることができます。

(3) 事故発生時の対応

- 1 事業者は、サービスを提供する上で事故が発生した場合には、管理者に連絡するとともに、当該利用者の家族・行政機関に連絡し、必要な措置をとります。
- 2 利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を賠償します。
- 3 事業者は、事故が発生した際には経過を細かく記録し、その原因を解明し、再発防止のための対策を検討します。

(4) 損害賠償

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(5) 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する。
- 4 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(6) 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の

提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(7) 衛生管理

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(8) 身体拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

【 緊急連絡先 】

☆宮島医院居宅介護支援事業所の電話番号は、(0867)44-6121

営業時間 月・火・水・金曜日 (9時~18時)

木・土曜日 (9時~13時)

上記時間外は宮島医院にご連絡ください (0867)44-2403